

○街頭防犯カメラ運用要綱の制定について

(令和元年11月1日例規第20号)

この度、別添のとおり「街頭防犯カメラ運用要綱」を定めたので通達する。

別添

街頭防犯カメラ運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラの運用に関する規程（令和元年県公委規程第5号。以下「運用規程」という。）第4条及び第8条の規定に基づき、街頭防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要綱において使用する用語は、運用規程で使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
 - (1) 固定式街頭防犯カメラ 特定の場所に継続的に設置する街頭防犯カメラをいう。
 - (2) 可搬式街頭防犯カメラ 特定の場所に期間を定めて設置する街頭防犯カメラをいう。
 - (3) 複製データ 映像データを外部記録媒体に複製したものをいう。

第3 運用体制

1 総括責任者

- (1) 県本部に総括責任者を置き、県本部生活安全企画課長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、街頭防犯カメラの管理及び運用に関する事務を総括し、その適正な管理及び運用を図るものとする。

2 総括補助者

- (1) 県本部に総括補助者を置き、県本部生活安全企画課の課長補佐の中から総括責任者が指名する者をもって充てる。
- (2) 総括補助者は、総括責任者の指揮を受け、総括責任者の事務を補助するものとする。

3 管理運用責任者

- (1) 街頭防犯カメラの設置場所を管轄する署（以下「設置署」という。）に管理運用責任者を置き、設置署の長をもって充てる。
- (2) 管理運用責任者は、管轄区域内に設置された街頭防犯カメラ並びに映像データ及び複製データの管理及び運用に関する事務を総括し、これらの適正な管理及び運用を図るものとする。

4 取扱責任者

- (1) 設置署に街頭防犯カメラの取扱責任者を置き、生活安全課長又は刑事生活安全課長をもって充てる。ただし、当番時間帯（警察署当番を行う時間帯をいう。）にあっては、警察署当番責任者がこれを代行するものとする。

- (2) 取扱責任者は、管理運用責任者の指揮を受け、次の事務を行うものとする。
 - ア 街頭防犯カメラの保守及び管理に関すること。
 - イ 映像データの管理に関すること。
 - ウ 映像データの閲覧及び複製データの交付に関すること。
 - エ 街頭防犯カメラの運用に係る署員の指導に関すること。
 - オ その他街頭防犯カメラの適正な運用の確保を図るため必要な事務に関すること。

5 操作担当者

- (1) 管理運用責任者は、所属の警察官の中から街頭防犯カメラ及び防犯カメラ用端末（固定式街頭防犯カメラの映像データを閲覧し、又は複製データを作成する目的で県警察が整備した端末装置をいう。）の操作担当者を指名するものとする。この場合において、当該操作担当者の人数は、その事務に必要な最小限とする。
- (2) 操作担当者は、取扱責任者の指揮を受け、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 映像データの閲覧に関すること。
 - イ 複製データの作成に関すること。
- (3) 管理運用責任者は、操作担当者を指名したときは、操作担当者管理簿（様式第1号）により、指名の状況を明らかにしておくものとする。

第4 街頭防犯カメラの管理及び運用

1 固定式街頭防犯カメラ

- (1) 固定式街頭防犯カメラの設置は、総括責任者が行う。
- (2) 総括責任者は、固定式街頭防犯カメラを設置したときは、固定式街頭防犯カメラ設置場所一覧表（様式第2号）を作成し、管理運用責任者に送付するものとする。
- (3) 前記(2)の規定により、固定式街頭防犯カメラ設置場所一覧表の送付を受けた管理運用責任者は、これを署に備え付け、設置の状況を明らかにしておくものとする。
- (4) 管理運用責任者は、固定式街頭防犯カメラが撤去されたときは、固定式街頭防犯カメラ設置場所一覧表に撤去の日を記載するものとする。

2 可搬式街頭防犯カメラ

- (1) 可搬式街頭防犯カメラの設置は、総括責任者から貸与を受けて署長が行う。
- (2) 署長は、可搬式街頭防犯カメラを設置しようとするときは、総括責任者に可搬式街頭防犯カメラ借用申請書（様式第3号）を提出するものとする。
- (3) 総括責任者は、前記(2)の規定による提出を受けて可搬式街頭防犯カメラを貸与したときは、可搬式街頭防犯カメラ等貸与管理簿（様式第4号）により、貸与の状況を明らかにしておくものとする。
- (4) 可搬式街頭防犯カメラの貸与を受けた署長は、当該可搬式街頭防犯カメラを設置したときは、可搬式街頭防犯カメラ設置場所一覧表（様式第5号）及び可搬式街頭防犯カメラ設置等経過表（様式第6号）により、設置の状況を明らかにしておくものとする。

(5) 管理運用責任者は、可搬式街頭防犯カメラを撤去したときは、可搬式街頭防犯カメラ設置等経過表に所定の事項を記載するものとする。

3 設置の表示

総括責任者又は管理運用責任者は、街頭防犯カメラを設置した場所に、街頭防犯カメラを設置している旨及び管理運用責任者の職名を表示するものとする。

4 保守点検

管理運用責任者は、設置した可搬式街頭防犯カメラの取付け及び録画の状況その他可搬式街頭防犯カメラの機能の維持に必要な事項について、毎月1回以上点検するものとする。この場合において、可搬式街頭防犯カメラ設置場所一覧表に点検の日を記載するものとする。

5 異常の報告

管理運用責任者は、街頭防犯カメラに異常が認められたときは、速やかに総括責任者に報告するものとする。

第5 映像データの管理及び運用

1 映像データの保存期間等

(1) 街頭防犯カメラの映像データの保存期間は、14日とする。ただし、犯罪の捜査その他の警察の職務の遂行のため管理運用責任者が特に必要と認めるときは、当該保存期間を延長することができる。

(2) 保存期間が満了した映像データは、自動的に映像データを上書きする方法により消去するものとする。

2 映像データの閲覧

(1) 職員は、犯罪の捜査その他の警察の職務の遂行のために必要があるときは、映像データを閲覧することができる。

(2) 前記(1)の規定による閲覧の要求は、自所属が管理する映像データの場合にあってはその職員が、他所属が管理する映像データの場合にあっては所属長が行うものとする。

(3) 前記(2)の要求の手続は、次に定めるところによる。

ア 自所属が管理する映像データの場合

設置署の職員は、管理運用責任者に映像データ閲覧要求書（自所属用）（様式第7号）を提出するものとする。

イ 他所属が管理する映像データの場合

所属長は、映像データを管理する管理運用責任者に映像データ閲覧要求書（他所属用）（様式第8号）を提出するものとする。

(4) 前記(3)の規定による提出を受けた管理運用責任者は、その要求を相当と認めるときは、取扱責任者を指揮して映像データを閲覧させるものとする。

(5) 前記(3)の規定にかかわらず、映像データの閲覧の要求は、緊急を要する場合、あらかじめ書面を提出するいとまがないときは、口頭ですることができる。この場合において、できるだけ速やかに当該書面を提出するものとする。

3 複製データの交付

(1) 所属長又は設置署の職員は、犯罪の捜査その他の警察の職務の遂行のために必要があるときは、複製データの交付を要求することができる。

(2) 前記(1)の規定による要求は、自所属が管理する映像データの複製データの場合にあってはその職員が、他所属が管理する映像データの複製データの場合にあっては所属長が行うものとする。

(3) 前記(2)の規定による要求及び交付の手続は、次に定めるところによる。

ア 自所属が管理する映像データの複製データの場合

(ア) 設置署の職員は、複製データの交付を要求するときは、複製データ交付要求書（自所属用）（様式第9号）を管理運用責任者に提出するものとする。

(イ) 前記(ア)の規定による提出を受けた管理運用責任者は、その要求を相当と認めるときは、複製データ交付承認要求書（様式第10号）を総括責任者に提出し、承認を求めるものとする。

(ウ) 前記(イ)の承認を受けた管理運用責任者は、取扱責任者を指揮して複製データを交付するものとする。

イ 他所属が管理する映像データの複製データの場合

(ア) 所属長は、複製データの交付を要求するときは、複製データ交付承認要求書を総括責任者に提出し、承認を求めるものとする。

(イ) 前記(ア)の承認を受けた所属長は、必要とする映像データを管理する管理運用責任者に複製データ交付要求書（他所属用）（様式第11号）を提出するものとする。

(ウ) 前記(イ)の規定による提出を受けた管理運用責任者は、取扱責任者を指揮して複製データを交付するものとする。

(4) 前記(3)ア(ウ)及びイ(ウ)の場合において、取扱責任者は、映像データ管理簿（様式第12号）に所定の事項を記載し、管理運用責任者及び副署長又は次長の確認を受けるものとする。

(5) 前記(3)の規定にかかわらず、複製データの交付及びその承認に関する要求は、緊急を要する場合、あらかじめ書面を提出するいとまがないときは、口頭ですることができる。この場合において、できるだけ速やかに当該書面を提出するものとする。

(6) 複製データの交付を受けた所属長又は設置署の職員は、当該複製データについて、消去、廃棄、送致その他の処理を行ったときは、管理運用責任者にその旨を報告するものとする。

(7) 前記(6)の規定による報告の受理を取り扱った職員は、映像データ管理簿に所定の事項を記載し、管理運用責任者、副署長又は次長及び取扱責任者の確認を受けるものとする。

4 他の官公署からの要求

前記2((3)アを除く。)及び3((3)ア(ア)から(ウ)までを除く。)の規定は、他の官公署からの映像データの閲覧及び複製データの交付の要求について準用する。

第6 情報セキュリティ

街頭防犯カメラにより撮影された情報の取扱いについては、この要綱によるほか、静岡県警察情報セキュリティに関する訓令(平成18年県本部訓令第37号)その他の警察情報セキュリティ及び管理対象情報(静岡県警察情報セキュリティに関する訓令第2条第6号に規定する管理対象情報をいう。)に関する規程の定めるところによる。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、街頭防犯カメラの運用に関し必要な事項は、生活安全全部長が別に定める。